

金融商品取引業協会等に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法 4 章（金融商品取引業協会）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。（あわせて、2 本の内閣府令を廃止。）

（注）当該内閣府令により廃止する内閣府令の一覧は、[別紙 2] を参照。

・ 総 則（1 条）

用語の定義について定める。

・ 認可金融商品取引業協会（2 条～21 条）

認可金融商品取引業協会は、定款の定めるところにより、会員調査等の業務の一部を他の認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会に委託できること（当該委託に係る業務の再委託はできないこと）を定める（3 条）。

その他、認可金融商品取引業協会の設立の認可、店頭売買有価証券の登録及びその取消しの届出、店頭売買有価証券及び取扱有価証券の取引に関する報告等並びにあっせん業務について、所要の事項を定める。

・ 公益法人金融商品取引業協会（22 条～29 条）

公益法人金融商品取引業協会は、業務規程の定めるところにより、会員調査等の業務の一部を認可金融商品取引業協会又は他の公益法人金融商品取引業協会に委託できること（当該委託に係る業務の再委託はできないこと）を定める（23 条）。

その他、公益法人金融商品取引業協会の認定、取引所金融市場外での売買等に関する報告等及びあっせん業務について、所要の事項を定める。

・ 認定投資者保護団体（30 条～32 条）

認定投資者保護団体の対象事業者となりうる者として、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用される業務を行う者等を追加する（31条）。

認定投資者保護団体が行うあっせん業務の対象となる取引として、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に付随する取引及び金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用される取引等を追加する（32条）。

その他、認定投資者保護団体のあっせん業務について、所要の事項を定める。

. その他（33条・34条、附則）

認可又は認定の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を定める。

経過措置として、認定投資者保護団体の認定を受けようとする者は、施行日前においても、当該認定を受けるために必要な準備行為をすることができることとする（附則3条）。